

2023年5月29日

各位

会 社 名 イオン九州株式会社

代表者名 代表取締役社長 柴田 祐司

(コード番号:2653 東証スタンダード市場)

問合せ先 取締役 常務執行役員

管理・コーポ゚レートコミュニケーション担当兼管理本部長

赤木 正彦

(電話番号 092-441-0611)

上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について

当社は、2021年12月22日に、スタンダード市場の上場維持基準の適合に向けた計画を提出し、その内容について開示しております。2023年2月28日時点における計画の進捗状況等について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当社の上場維持基準の適合状況の推移及び計画期間

当社のスタンダード市場の上場維持基準への適合状況については、2023 年 2 月末時点において、以下のとおり、流通株式比率に関して基準を充たしておりません。

当社は、流通株式比率に関して、中期経営計画(2021 年度~2025 年度)の最終年度である 2025 年度を目 処に上場維持基準を充たすため、引き続き各種取り組みを進めてまいります。

| | | 株主数 | 流通株式数 | 流通株式時価総額 | 流通株式比率 |
|--------------------|---------------------------------|----------|-----------|----------|----------------|
| | | (人) | (単位) | (億円) | (%) |
| 適合状況 及び推移 | 2021 年 6 月 30 日時点 (移行基準日) ※1 | 12,708 人 | 45,421 単位 | 88 億円 | 13% |
| | 2023年2月28日時点 (基準日) ※2 | 14,046 人 | 47,321 単位 | 112 億円 | 13.5% |
| 上場維持基準 | | 400 人 | 2,000 単位 | 10 億円 | 25% |
| 適合状況 | | 適合 | 適合 | 適合 | 不適合 |
| 当初の計画に 記載した計画期間 | | _ | _ | _ | 2025 年度 を目処 |

^{※1} 東京証券取引所が移行基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2 東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

2. 上場維持基準の適合に向けた取組の実施状況及び評価

(1)企業価値の向上

当社は、中期経営計画において、「SM(食品)改革」、「GMS(衣料品・住居余暇商品)改革」、「HC(ホームセンター)再成長」、「DX(デジタルトランスフォーメーション)推進」等の取り組みを進めております。これらの取り組みを着実に進めた結果、コロナ禍の影響が長期化する中でも業績は順調に推移しており、2023年2月期の業績は当初計画を上回り、営業収益、営業利益、経常利益、当期純利益いずれも過去最高を更新しました。

また、当社の設立 50 周年に際し、従業員への福利厚生の増進に加え、従業員一人ひとりが当社の持続的な企業価値向上に向けた経営参画意識を高める事を目的として、社員持株会向け株式インセンティブ制度を導入し、2023 年 1 月 25 日にイオン九州社員持株会を割当先とする新株式 91,140 株を発行したことにより流通株式数の増加にも寄与しております。

2024年2月期については、中期経営計画の基盤をより強固なものとするために、新店・既存店の活性化等の店舗への投資、デジタルトランスフォーメーションへの積極的な投資を計画しております。また、2022年9月に設立した子会社において、新業態の出店を計画しており、さらなる企業価値向上に努めてまいります。あわせて、株主の皆さまへの利益還元の機会の一層の充実を図るため、2024年2月期より中間配当を実施し、日々の売買高を増加させることで、今後の流通株式比率の向上施策につなげてまいります。

(2) I R活動の促進・強化

当社は、機関投資家・アナリスト向け決算説明会を年2回実施しているほか、2022年度においては機関投資家との個別面談回数の拡大、2023年度からは個人投資家向け会社説明会の実施等、当社株式の認知度向上及び需要喚起を含めた情報発信に努めてまいります。

(3) 事業法人が所有する株式比率の縮小

現在の当社株式の市場流動性を鑑みた場合、市場需給への影響を極力回避しつつ、事業法人が所有する株式比率を縮小していくことが、株主をはじめとするステークホルダーの皆さまの利益に適うものと考えております。当初の計画に記載した 2025 年度を目処に「流通株式比率」の基準を達成できるよう、事業法人が所有する株式比率を縮小する施策について、現在、さまざまな角度から慎重に検討を進めております。

3. 今後の課題と取組内容

現時点において、「流通株式比率」は基準を充たしておりませんが、企業価値の向上に向けた施策を実行し、機関投資家及び個人投資家に対する情報発信の強化に努めるとともに、事業法人が所有する株式比率の縮小を促進する等、当社株式の需要面と供給面、双方の取り組みを推進してまいります。また、事業法人が所有する株式比率の縮小に向けて、市場需給への影響を極力回避しつつ、「流通株式比率」を高める施策について引き続き検討を重ねたうえで、当社株式を所有する事業法人等にその売却を要請する等、当初の計画に記載した 2025 年度を目処に「流通株式比率」の基準を達成できるよう努めてまいります。

以上